



くらし安全安心だより

強引な訪問販売



- 知らないセールスマンは家に上げず、必要のないものはキッパリ断る!

オレオレ詐欺



- 身内を名乗って金銭の工面を求める電話がかかってきたら、いったん切って、本人かどうか必ず確認!

悪質商法や詐欺から 自分の身を守る!

還付金等詐欺



- ATMの操作を求められたら「詐欺」と考え、絶対に応じない!

海外ネット通販トラブル (商品が偽物だった...など)



- サイト運営者の所在地が明記されているか、実在するかなどを注文前にしっかり確認!

会津美里町消費生活相談窓口(町民税務課内)

相談受付：月曜日～金曜日(午前9時から午後4時まで)

※土、日、祝日、年末年始を除きます。

☎0242-54-2920(相談専用)

要注意

あやしい
「はがき」や
「メール」に
だまされないで…

架空請求詐欺が多発しています!

ありもしない「契約不履行」や「料金未納」を口実にして、支払いを要求する「はがき」や「メール」を送りつけ、金銭をだまし取る「架空請求詐欺」の被害が多発しています。

全国の消費生活センター等に寄せられる「架空請求」に関する相談も急増しており、最近では公的機関を装ってはがきを送りつけたり、実在の事業者をかたったりする手口が目立っていますので、代表的なケースをしっかりと確認して、だまされないように注意しましょう。

はがきを使った手口(例)

① 公的機関に類似した名称の団体からはがきが届く

★法務省管轄支局の「日本民事訴訟管理センター」や「国民訴訟通達センター」などと称する団体から、「契約不履行であなたに対する民事訴訟が提起された」ことを知らせるはがきが届きます。

消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

※取り下げ最終期日 20XX年〇月△日

法務省管轄支局〇〇〇〇〇〇センター
東京都千代田区△△△△△△△△△△
取り下げ等のお問合せ窓口 03-XXXX-XXXX
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

(はがきの文面の例)



★契約不履行とされる内容は「消費料金の未納」などあいまいなもので、「訴訟を開始する」「連絡がなければ給与や不動産を差し押さえる」「訴訟取り下げ期限が迫っている」など、不安をあおる文面になっています。

② 相手に連絡すると、裁判取り下げ費用を請求される

★身に覚えはないものの、不安になって相手に連絡すると、「弁護士に問い合わせてください」と言われ、教えられた番号に電話をかけると、弁護士と称する者から裁判取り下げのための着手金・供託金などの名目で金銭の支払いを求められます。

③ だまされて支払いに応じてしまう

★「急がないと裁判になる」「後日返金される」などと言われ、指示されるがままに、現金を指定の口座に振り込む、宅配便やレターパックで送る、コンビニでプリペイドカード(ギフト券)を買ってカード番号を相手に教えるなどして支払ってしまいます。

メールを使った手口(例)

(メールの文面の例)

①未納料金を請求する メールが送られてくる

★インターネットの有料サイトの利用料金(動画など)や会員料金、通信販売の商品代金など、身に覚えのない料金を請求する電子メールやSMSが突然送られてきます。

※SMS(ショートメッセージサービス)…スマートフォン・携帯電話同士で、電話番号を宛先に文字メッセージをやり取りするサービス。



サイト利用料が未払いとなっております。本日中にご連絡がない場合には法的手続きに移行致します。

〇〇〇〇
カスタマーセンター
TEL 03-XXXX-XXXX

★架空請求業者が、アマゾンやヤフーサポートセンター、DMM相談窓口など、**実在する事業者**をかたって本物と思わせるケースもあるので注意が必要です。



②相手に連絡すると、 執拗に支払いを 要求され、 応じてしまう

★「利用したかもしれない」と思ったり、不安になったりして相手に連絡すると、「スマホの誤動作かもしれないが、契約は完了している」「支払ってもらうしかない」「急いで支払えば法的手続きは免れる」などと執拗に言われ、早く支払わないと大変なことになると思い、相手の指示通りに支払ってしまいます。

※支払い方法は左ページの「はがきを使った手口」の③を参照。

架空請求詐欺の被害に遭わないために…

■身に覚えのない請求は無視する。

◎一度でも支払ってしまうと、ターゲットになり、裁判の相手方と称する者から「和解できない! ふざけるな!」と難癖をつけられたり、弁護士と称する者から「ほかにも未納料金がありました」と連絡があったりするなど、次々に請求されることになってしまいます。

■相手には絶対に連絡しない。

◎架空請求のはがきやメールは、消費者の情報をすべて把握したうえで送られているわけではありません。相手に連絡してしまうと、やり取りのなかで新たな個人情報を知られてしまい、その情報をもとにさらに金銭を要求される危険があります。

■消費生活センター等や警察に相談する。

◎架空請求かどうか判断がつかない場合や不安な場合、相手からしつこく請求されたり脅されたりした場合などは、最寄りの消費生活センター等や警察にすぐに相談しましょう。

◆法務省には「管轄支局」という部署はなく、「法務省管轄支局〇〇センター」と称する団体と、行政機関である法務省とは一切関係がありません。また、「地方裁判所管理局」を名乗る場合もありますが、これも裁判所とは無関係です。

◆正式な裁判手続きでは、訴状は、「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書で直接手渡されるのが原則で、はがきや普通の封書のようにポストに投げ込まれることはありません。

困ったときや不安なときは、 一人で悩まずに早めに相談!!

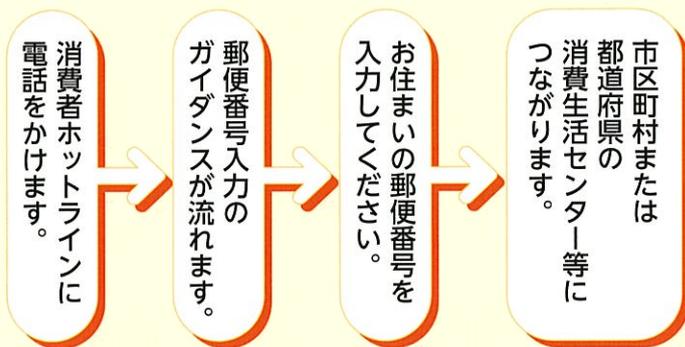
消費者ホットライン (全国共通)

☎ **188** イヤヤ! **【イヤヤ! 泣き寝入り!!】**
イヤヤ!

または ☎ **0570-064-370**
守ろうよ、みんなを!

- ★消費生活にかかわる各種トラブルに遭ったときに、相談窓口の連絡先がわからない場合でも、「消費者ホットライン」に電話をかければ、お住まいの市区町村・都道府県の消費生活センター等の相談窓口へ、年末年始を除いて毎日つながります。
- ★消費生活センターでは、トラブル解決のための対処法などのアドバイスやあっせん(事業者との交渉)を行っています。

ご利用の流れ



※土曜・日曜・祝日(年末年始を除く)は、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターにつながります。

※PHS、一部のIP電話、プリペイド式携帯電話では利用できません。

法テラス・サポートダイヤル (全国共通)

☎ **0570-078374**
おなやみなし

- ★トラブルの内容に応じて、解決に役立つ法制度や手続き、最適な相談窓口を専門のオペレーターが案内します。(IP電話からは☎03-6745-5600へ)

※法テラス(日本司法支援センター)は、消費者被害など各種法的トラブルの解決を支援するために国が設立した法人です。

警察総合相談 (全国共通)

☎ **#9110** (ダイヤル回線および一部のIP電話ではつながりません。)

お知らせ

- 本町では、本年4月より
**「会津美里町・
両沼地域消費生活相談窓口」**
を併設し、
両沼6町村の住民からの
消費生活に関する
相談業務を開始いたします。



福島県消費生活センター

【所在地】福島市中町8-2(自治会館1階)

- 面接相談：月曜～金曜日
(午前9時から午後5時まで)
※祝日、年末年始を除く

☎ **024-521-0999** (相談専用)

- ※月曜から金曜日/午前9時から午後6時30分まで
※第4日曜日/午前9時から午後4時30分まで
(祝日、年末年始を除く)